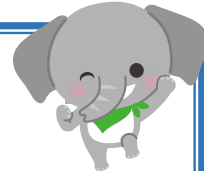


介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内

■介護福祉士実務者研修受講資金とは

介護職等として従事しながら、実務者研修施設に在学する人を対象に、受講資金等を貸し付けることにより、介護福祉士の資格取得を支援します。

メリット!



貸付金を**全額返還免除**します! * 次の①②の要件を満たす場合

- ①実務者研修施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の資格取得（登録）すること
- ②介護福祉士の資格取得後、広島県内等において返還免除対象業務に継続して2年間従事すること

■貸付限度額 **20万円以内（無利子）** ※申請金額は千円単位(千円未満切り捨て)

貸付対象経費

- ・実務者研修施設に支払う納付金（授業料、実習費、教材費等） ・参考図書、学用品購入代
- ・交通費 ・国家試験の受験手数料 ・その他 合格後の資格登録免許税及び登録手数料 等

■貸付対象 * 次の①～③の要件をすべて満たす人

- ①広島県内の福祉・介護施設等に従事中（内定者含む）である
- ②実務者研修施設に在学している者で、次のア～ウのいずれかに該当している

	研修施設	住民登録等
ア	県内	・住民登録が県内外（いずれでもよい）
イ	県外	・住民登録が県内
ウ	県外	・実務者研修の受講生となった年度の前年度に県内に住民登録をしており、かつ実務者研修受講のために県外に転居した

※ 実務者研修（通信制）の実施主体が県外であっても、スクーリング会場が県内の場合を含みます。

- ③実務者研修施設を卒業後、広島県内等で返還免除対象業務に従事する意思を持ち、1年以内の介護福祉士の国家試験受験日のある年度末までに介護等の業務に従事する期間が3年に達している（卒業後1年以内に国家試験を受験する人）

- 【注意!】** ・高等職業訓練促進給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用している人は貸付対象になりません。
・生活保護を受給している世帯の者が借入申請をする場合は、福祉事務所が認めていることが前提条件となります。

■連帯保証人 **1名必要**

- * 原則、申請者が未成年の場合は、法定代理人（親権者）としてください。
- * 要件を満たさない場合は、他の連帯保証人を設定してください。

連帯保証人の要件

* 原則、次のいずれにも該当する者

- ・広島県内に居住し住民登録している者（ただし、3親等以内の親族は県外在住の者も可）
- ・行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること
- ・貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子含む）を返還する意思があること

■申請に必要な書類・提出方法

本会ホームページから申請様式をダウンロードし、送付票のとおり関係書類をそろえて、郵送等で提出してください。
※申請にあたっては、事前に本会ホームページ掲載の実施要綱及び取扱要領にて詳細をご確認ください。

基本書類

- ①借受申請書
- ②住民票（本人：本籍地の記載があるもの）
- ③介護施設・事業所の推薦書
- ④実務者研修受講証明書
- ⑤個人情報取扱いに関する同意書

連帯保証人関係書類

- ⑥住民票（本人：本籍地の記載があるもの）
- ⑦収入及び課税状況が確認できる書類

その他

- ⑧申請書類送付票（提出にあたっての留意事項等
を確認しチェック欄に☑）

■申請受付期限 実務者研修施設に在学期間中【本会必着】

※期限を過ぎて届いた申請書類については申請を受けることができませんので、早めにご準備いただき、
期限までに余裕をもって提出くださるようご注意ください。

■申請から資金交付・交付後



- 本会が申請書類を受理後、1か月程度で結果通知を送付します。ただし、申請書類に不備がある場合や申請時期によっては、審査結果が出るまでにさらに時間がかかる場合があります。
- 貸付決定通知とともに送付する 借用書に、貸付決定者及び連帯保証人等が自署し、本人確認ができる書類と口座振込依頼書等の関係書類を添えて本会福祉人材課へ提出してください。
- 本会が借用書等を受理後、1か月程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を交付します。

【交付後】

- 実務者研修施設を卒業した際や、国家試験の受験結果通知後は、報告書類等の提出が必要となります。
また、返還免除になるまでは、毎年4月に就業状況報告書の提出が必要です。
- ※**注意!**住所変更や離職など、状況が変わったときは、書類による届出等の手続きが必要です。

■貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、該当する事由が発生した日の属する月の翌月から原則12か月以内に、一括又は月賦の均等払いで返還していただきます。

- ①貸付契約が解除されたとき
- ②国家試験合格後 1年以内に 介護福祉士として登録せず、また県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- ③県内等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき（県外で従事した場合も含む）
- ④業務外の理由で、死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ⑤その他本会が求める報告・届出等に応じない等、借受人等債務関係者としての責務を遵守しないとき

※最終返還期限までに返還完了できなかった場合、返還額（残元金）に対して年3%の延滞利子が発生します。

※国家試験不合格の場合は、所定の申請手続きをすることにより、最長で連続して3回目の受験まで返還猶予が可能

■書類提出・問合せ先

（社福）広島県社会福祉協議会 福祉人材課（広島県社会福祉人材育成センター）

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL (082) 207-2399 平日 8:30~17:00

本会 HP <https://www.hiroshima-fukushi.net/hks03/work4/jitsumu/>

